

ケアハウス市立船橋長寿園の概要

1. 施設の概要

名 称	ケアハウス市立船橋長寿園
所 在 地	船橋市飯山満町2丁目519番地3（船橋市ケア・リハビリセンター内）
開設年月日	平成10年5月
利用定員	40人
指定管理者	社会福祉法人清和会（平成29年4月1日から令和4年3月31日）
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建（複合施設）
建物面積	10,163.79㎡（うちケアハウス部分 3,340.71㎡）
施設内容	地下1階 浴室 1階 事務室、相談室、カフェテリア 防災センター、宿直室 等 2階 居室（15室）、洗濯室、娯楽コーナー、空調機械室等 3階 居室（13室）、寮母室、洗濯室、談話コーナー等 4階 居室（7室）、洗濯室、談話コーナー、空調機械室等
併設施設	船橋市リハビリセンター、二宮・飯山満在宅介護支援センター、 第2ワールドナーシングホーム

2. 施設の目的

ケアハウス市立船橋長寿園は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。

3. 入所資格

ケアハウスを利用することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 60歳以上の者であること。
- (3) 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが

困難なものであること。

- (4) ケアハウスを利用することにより、自立した生活が可能となること。
- (5) 夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）でケアハウスを利用する場合にあっては、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - ① 夫婦の一方が(1)から(4)に掲げる要件を備えている者であり、他の一方が55歳以上の者であって、(3)及び(4)に掲げる要件を備えているものであること。
 - ② 同一の居室を利用すること。

4. 職員構成（令和3年4月1日現在）

○施設長（責任者）兼事務員	1人
○生活相談員	1人
○介護職員	4人
○調理員	2人